

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、令和6年度地籍調査事業計画（令和5年度補正予算繰越分を含む。）を次のように定めた。

調査を行う者の名称	調査目的	調査区域 (計画区名)
水戸市	地籍の明確化	笠原町の一部（笠原Ⅵ）
土浦市		烏山三丁目、四丁目、五丁目の各一部（烏山【Ⅰ】【Ⅱ】）
古河市		尾崎の一部（尾崎Ⅳ）（尾崎Ⅴ）
		横山町二丁目（横山Ⅱ）
		横山町三丁目、宮前町の一部（横山Ⅲ）
石岡市		総社一丁目、若宮一丁目、二丁目の各一部（若宮Ⅴ）
		若宮一丁目、二丁目、三丁目、四丁目の各一部（若宮Ⅵ）
結城市		結城の一部（結城Ⅵ）（結城Ⅶ）（結城Ⅷ）
常総市		豊岡町の一部（豊岡ⅩⅢ）（豊岡ⅩⅣ）（豊岡ⅩⅤ）
高萩市		中戸川の一部（中戸川【Ⅰ】・中戸川【Ⅱ】・中戸川【Ⅲ】）
北茨城市		上小津田・下小津田の各一部（上小津田【Ⅰ】）
		小豆畑・上小津田の各一部（小豆畑・上小津田）
取手市		白山五丁目、本郷一丁目の各一部（白山Ⅳ本郷Ⅰ）
		本郷四丁目、本郷五丁目の各一部（本郷Ⅱ）
つくば市		下原の一部（下原）
		赤塚、下原の一部（小野川Ⅲ）
ひたちなか市		高野、高場の各一部（高野Ⅵ・高場Ⅰ）
		高場の一部（高場Ⅱ）
鹿嶋市		宮中・宮中一丁目・宮中二丁目の各一部及び宮中六丁目（宮中Ⅲ）
潮来市		上戸の一部（上戸Ⅵ）（上戸Ⅶ）
守谷市	松並の一部（松並Ⅲ地区）	
	本町の一部（本町Ⅰ地区、本町Ⅱ地区）	
筑西市	一本松・二木成の各一部（一本松・二木成）	
	女方の一部（女方Ⅲ）	
	菅谷、玉戸、一本松の各一部（一本松A2）	
坂東市	矢作、蕨打の各一部（グリーンランド）	
	中里の一部（中里Ⅵ）	
	矢作、大崎、法師戸の各一部（矢作Ⅶ・大崎Ⅳ・法師戸Ⅱ）	
	蕨打、矢作、法師戸の各一部（蕨打Ⅲ・矢作Ⅷ・法師戸Ⅲ）	
稲敷市	神田山、猫実の各一部（神田山Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・猫実Ⅶ）	
	伊佐部、釜井、阿波崎の各一部（伊佐部Ⅱ）	
神栖市	太田の一部（但馬山Ⅱ）	
	日川及び知手の一部（日川Ⅱ-1） 知手中央五丁目	
つくばみらい市	筒戸の一部（筒戸【Ⅰ】）	
大洗町	磯浜町の一部（磯浜Ⅵ）（磯浜Ⅶ）	
大子町	外大野の一部（外大野Ⅴ）（外大野Ⅵ）	
	榎野地の一部（榎野地Ⅰ）	
	初原の一部（初原Ⅰ）	

調査期間

令和6年4月～令和7年3月